

高齢者医療制度の見直しについて

1 高齢者医療制度改革会議「最終とりまとめ」（平成22年12月20日）の概要

（第44回社会保障審議会医療保険部会資料より抜粋）

<制度の基本的枠組み>

- ① 後期高齢者医療制度を廃止し、75歳以上の方も現役世代と同様に国保か被用者保険に加入することとする。

<国保の運営のあり方>

- ② 国保については、第一段階（平成25年度）で75歳以上について都道府県単位の財政運営とし、第二段階（平成30年度）で全年齢について都道府県単位化する。

<公費>

- ③ 75歳以上の医療給付費に対する公費負担割合について、実質47%から50%に引き上げる。（現在は、現役並み所得を有する高齢者の医療給付費には公費負担がなく、その分は現役世代の支援金による負担となっている。）

※ 前期高齢者の医療給付費への公費投入も検討課題。

<高齢者の保険料>

- ④ 国保に加入する75歳以上の保険料は、同じ都道府県であれば原則として同じ保険料とし、その水準は、医療給付費の1割程度とする。
- ⑤ 高齢者の保険料の伸びが現役世代の保険料の伸びを上回る構造を改める。

<現役世代の保険料による支援金>

- ⑥ 75歳以上の高齢者への支援金については、被用者保険者間での按分方法を各保険者の総報酬に応じた負担とする。

<患者負担>

- ⑦ 70歳から74歳までの高齢者の患者負担は、個々人の負担が増加しないよう、70歳に到達する方から段階的に1割負担から本来の2割負担とする。

2 社会保障・税一体改革成案〔平成23年6月30日 政府・与党社会保障改革検討本部決定〕（抜粋）

- ・ 高齢者医療制度の見直し（高齢世代・若年世代にとって公平で納得のいく負担の仕組み、支援金の総報酬割導入、自己負担割合の見直しなど）
- ・ スケジュール 税制抜本改革とともに、2012年（平成24年）以降速やかに法案提出 ⇒ 順次実施

3 厚生労働省の考え方

- ・ 高齢者医療制度改革法案の国会への提出時期
社会保障と税一体改革成案を受けた医療保険制度改革法案の提出時期（来年の通常国会以降）と合わせる。
- ・ 高齢者医療制度改革法案の施行時期
当初の平成25年3月から、平成26年3月に修正